

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
49	中央卸売市場	消防用機械器具等を適正に維持管理すべきもの	事業部は、豊島市場ほか7か所に設置される消防用機械器具等を適正に維持するため、経費性・効率性を高めるように、8市場を一括して点検保守委託契約を締結している。各市場の場長は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき防火管理者であり、委託業者から提出された点検報告を基に、不具合な箇所については速やかに改善を行う必要がある。	事業部では、平成26年4月10日に維持管理担当の点検の結果報告された不具合事項について、各場に対して適切な対応を図るよう指導した。 これを受けて、淀橋市場及び北足立市場は、消防用ホース製造元へ連絡し、新品への交換を行ったほか、他の市場も消防用機械器具等の破損・故障箇所について、改善を行い事業部へ報告を行った。 事業部は、平成26年4月24日に本庁で全市場の管理職を集めて拡大場長会を実施し、防火管理者の位置付けについて再認識を図るとともに、消防用機械器具を適正に管理するよう指導し、維持管理体制の徹底を図った。
		消防用機械器具等を適正に維持管理すべきもの	事業部は、豊島市場ほか7か所に設置される消防用機械器具等を適正に維持するため、経費性・効率性を高めるように、8市場を一括して点検保守委託契約を締結している。各市場の場長は、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき防火管理者であり、委託業者から提出された点検報告を基に、不具合な箇所については速やかに改善を行う必要がある。	事業部は、平成26年4月24日に本庁で全市場の管理職を集めて拡大場長会を実施し、防火管理者の位置付けについて再認識を図るとともに、消防用機械器具を適正に管理するよう指導し、維持管理体制の徹底を図った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
50	建設局	委託契約に係る点検検査を適正に行うべきもの	道路管理課は、局が管理する道路施設（トンネル、橋梁等）を安全に保全していくために行う、各種の点検について、「道路施設点検調査要領書」（平成25年9月改訂、建設局道路管理部。以下「要領書」という。）を定めている。 また、各建設事務所では、所管の道路施設について、要領書に基づき各種点検を行い、道路施設の異常・損傷を早期に見出し、必要な措置を講ずるとともに、計画的に補修・補強を行っている。 ところで、これらの道路施設について、要領書に基づく点検等が適正に実施されているか見たところ、次のとおり、改善を要する事例が認められた。 ① 道路管理課は、都道上のトンネルについて、予防保全型管理に必要な資料を得ることを目的として、「トンネル詳細検査度調査委託（道管の5）」契約（契約金額：6,192万6,900円、契約期間：平成25.6.13～平成26.3.14）を締結している。 ところで、受託者から提出された施設台帳及び写真台帳について見たところ、各トンネルの現況写真の一部が、過去に各建設事務所が実施した、道路施設定期点検調査時の写真と同一であることが認められた。 ② 第六建設事務所は、所が管理する道路施設について、「道路施設定期点検調査委託」契約（契約金額：6,617万5,000円、契約期間：平成25.1.2.6～平成26.3.31）を締結し、要領書に基づき定期点検を実施している。 ところで、仕様書により提出すべき成果品について見たところ、防災カルテ（機壁等の現況をまとめたもの）の作成が必要な49施設全部について未提出であるなど、成果品が不十分な状況が認められた。	① 道路管理課は、トンネル詳細検査委託（道管の5）」の成果品について指摘された写真台帳の写真について修正を行った。 また、再発を防止するため、平成26年8月6日の補修担当課長会にて当該補修の委託実施に当たり、点検要領書の再確認、委託監督及び委託完了検査の徹底について周知した。 ② 第六建設事務所は、成果品について、指摘事項全ての修正を完了した。 また、平成26年8月6日の補修担当課長会にて当該指摘について報告を行い、同様の委託実施に当たり、点検要領書の再確認、委託監督及び委託完了検査の徹底について周知した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
51	建設局	委託調査に係るデータの確認を適切に行うべきもの	道路管理課は、平成24年度及び平成25年度の2か年度で実施した「トンネル詳細健全度調査」等の結果を踏まえ、トンネル予防保全計画の策案を作成することを目的として、「トンネル予防保全計画検討業務委託」契約（契約金額：1,260万円、契約期間：平成26.1.16～平成26.3.25）を締結している。仕様書によれば、素案作成に向けた業務として、対策工事実施に向けたトンネルの優先順位を検討することとなっており、報告書では、平成24年度のトンネル詳細健全度調査の結果で、ラック1（対応の検討）と判定されたトンネルを、優先的に対策工を検討すべき対象として、素案が作成されている。ところで、素案の基礎資料として使用された、平成24年度の「トンネル詳細健全度調査委託（道管の1）」契約（契約金額：4,164万円、150万円、契約期間：平成24.8.31～平成25.3.15）の報告書によるラックを見たところ、ラックの判定が誤っていることが認められた。このため、本委託においても10トンネルについては、誤った判定のままラックとしている。基礎資料を精査せず、ラックの誤り看過したまま受託者に資料を貸与したことは、適切でない。	道路管理課は、「トンネル詳細健全度調査委託（道管の1）」、「トンネル予防保全計画検討業務委託」において指摘された、健全度ラックの修正を行った。委託調査結果に係るデータの確認を適切に実施するためには、監督員が道路施設点検要領を確認し、受託者指導を行うとともに、委託成果の確実な確認が必要である。このため、再発を防止するため、平成26年8月6日の補修担当課長会に当該指摘について報告を行い、同様の委託実施に当たり、点検要領の再確認と委託監督及び委託完了検査の徹底について周知した。
52	建設局	トンネルの照明設備を適切に修理すべきもの	南多摩東部建設事務所は、東長沼押立立体、綾部原トンネル、小山内裏トンネル及び稲城大橋管理所の設備の維持管理を目的として、「立体的交差及びトンネル設備保守委託」契約（契約金額：285万2,850円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を締結している。所は、本契約において、立体的交差及びトンネルの設備の状況について月次点検を行うことになっており、この月次点検によって施設ごとの照明設備の故障箇所が報告されている。この故障箇所の報告を見たところ、監査日（平成26.6.10）現在、小山内裏トンネルの4か所については1年10か月、故障状態が続いていることが認められた。道路施設の各設備は、道路管理者として安全な通行を確保するために位置や数量等について設計し、設置しているものであり、速やかに修理すべきところ、1年以上もの間、設備の故障が修理されないことは適切でない。	平成26年6月以降、毎月の月次点検の故障報告を受け、別契約の街灯保守（単価契約）により、修理（ラック、安定器等の取替）した。今後は、月次点検の故障報告を受け、適宜、修理を実施していく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
53	建設局	履行確認を適正に行うべきもの	南多摩東部建設事務所は、東長沼押立立体、綾部原トンネル、小山内裏トンネル及び稲城大橋管理所の設備の維持管理を目的として、「立体的交差及びトンネル設備保守委託」契約（契約金額：285万2,850円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）を締結している。また、所は、本契約とは別に、平成25年度に小山内裏トンネルの照明設備の改修工事（上り線のみ、工期：平成25.11.18～平成26.3.14）を施行し、故障している照明設備の改修を順次行っている。ところで、本契約による、平成25年度における小山内裏トンネルの照明設備の月次点検報告を見たところ、照明設備の故障箇所が順次改修されているにもかかわらず、受託者からの報告では、照明設備の故障箇所数が減少していなかった。また、綾部原トンネルについても同様に、実際の照明設備の故障箇所数と受託者からの報告が異なっていた。このように報告が誤っているにもかかわらず、所が完了検査を合格として委託代金を支出していることは適正でない。	今後は、月次点検報告書に不点灯箇所の写真を添付させるとともに、監督員が現地確認を行うこととし、平成26年9月の月次点検報告後に現地確認を実施した。今後も引き続き定期的に going していく。
54	建設局	委託契約に係る完了検査を適正に行うべきもの	南多摩西部建設事務所は、所管する全127橋りょうを対象として、「第8次一般橋定期健全度調査」委託契約（契約期間：平成25.7.8.2、3.0～平成26.3.7、契約金額：2,788万2,000円）を締結している。確認したところ、以下のとおり、監査日（平成26.4.14）現在、不適正な事例が認められた。仕様書では、橋りょうごとに、「定期点検調査表」を作成し、全橋りょう分を提出させることになっているが、9橋りょう分の「定期点検調査表」が提出されていない。仕様書では、各橋りょうの「基本台帳」に、調査年月日及び総合健全度を記載することになっているが、73橋りょうについて記載されていない。仕様書では、「総括表（一般橋梁健全度一覧表）」、「基本台帳」及び「定期点検表」に、今回調査した総合健全度を記載することにしている。これらの成果品に記載される総合健全度は、橋りょうごとに同一であるべきところ、4橋りょうで一致しておらず、正確な記載となっていない。	指摘事項について、全て修正を完了した。また、平成26年7月30日に関係係長会を開催し、委託契約の適正工期の確保を図るとともに、担当職員による適切な進行情況と成果品の確認を行うことを職員に周知徹底した。今後は、127橋りょうある調査対象規模を、分割発注することにより、1委託当たりの健全度調査対象橋りょう数を十分に管理可能な適正規模に改め、再発を防止する。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
55	建設局	総価契約により施工すべきもの	第五建設事務所は、所管の橋りょうについて、良好な状態を保ち一般交通に支障を及ぼさないようにすることを目的として、維持補修に係る契約を締結している。	第五建設事務所は、平成26年4月25日付けの「補修費取当者会議」及び同年7月2日付けの「補修課係長・工区長会」において関係職員に対し、道路管理前が定めた要領及び手引に従って単価契約工事を適正に履行するよう指導周知した。
56	港務局	レインボーブリッジの日常点検を適正に行うべきもの	レインボーブリッジは、上層は首都高速道路、下層は臨港道路及び東京臨海新交通(ゆりかもめ)の二重構造のつり橋であり、管理事務所は首都高速道路と東京臨海新交通(ゆりかもめ)を除いた橋りょう構造物を管理している。	レインボーブリッジの日常点検については、東京港連絡橋点検要領で定める点検頻度と比較し52日分が不足しているが、委託契約を行い、平成26年10月から対応した。平成27年度以降に講じた措置については、東京港連絡橋点検要領のとおり適正に点検を行っている。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
57	港務局	保守点検委託契約の履行確認を適正に行うべきもの	東京港管理事務所は、中防ばら物ぶ頭に記載しているアローゲ2機及びベルトコンベヤ3基の保守点検を目的として、「平成25年度中防ばら物ぶ頭アローゲほか保守点検委託(単価契約)」を締結している(推定総金額：1,518万8,775円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31)。	過払いとなった6万7,981円については、平成26年5月23日に通知金の返納を決定し、受託事業者に対して納入通知書を発行した。
58	交通局	適正な所属年度による属年度により支出すべきもの	建設工務部は、地下鉄駅舎等の維持管理の一環として、漏水等の修繕に緊急的に対応するために、東京都交通局地下鉄駅舎等の修繕業務委託契約(契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：3億2,900万7,000円、契約相手方：東京交通サービス株式会社)を締結している。	平成26年8月12日付建設工務部長通知により、各所属長に対して持構事項に關して注意喚起を行い、是正措置を講じるよう通知した。また、平成26年8月18日及び同月25日の工務事務所係長会において、指図する修繕業務について当該年度により支出するよう、職員に周知徹底を図った。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
59	交通局	交通誘導警備業務を適正に実施すべきもの	建設工務部は、地下鉄各路線及び周用地内における土木構造物の補修並びに道路管理者の指示に基づく道路施設の補修について、緊急的に対応することを目的として、土木工事工種別雇傭請負工事契約(工期：平成25.8.1～平成26.3.31、推定総金額：3,885万円)を締結している。	<p>保線課長は各保線管理所長に対し平成26年8月25日付事務連絡にて以下を指示した。</p> <p>① 監督員は交通誘導員が適切に配置されていることを確認する。</p> <p>② 監督員は施工計画書に有資格交通誘導員検定合格書の写しが掲載されていることを確認する。</p> <p>③ 監督員は受注者に対し検定合格書の提示を求める。</p> <p>④ 監督員は受注者に対し工事完了後配置した交通誘導員の検定合格書の写しを提出させる。</p> <p>⑤ 検査員は適正な交通誘導員が配置されたことを書類で確認する。</p> <p>また、特記仕様書にて、以下を規定した。</p> <p>① 検定合格書の提示を求める。</p> <p>② 工事完了後、検定合格書の写しを提出させる。</p> <p>さらに、建設工務部は平成26年8月26日の保線委にて、検査員は適正な交通誘導員が配置されたことを確認するよう指示した。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
60	交通局	道路使用許可を適正に受けたことを確認した上で道路としての作業を実施すべきもの	馬込保線管理所は、土木工事工種別雇傭請負工事契約(工期：平成25.8.1～平成26.3.31、推定総金額：3,885万円)により浅草線通風口他除草工事を発注している。	<p>馬込保線管理所において、所内全体会議(平成26年4月24日、所内区長会(同年5月13日)、事故防止委員会(同年6月13日))にて、道路使用許可作業を行うことを所長より指示した。</p> <p>保線課長は各保線管理所長に対し平成26年8月25日付事務連絡にて以下を指示した。</p> <p>「監督員は受注者に対し、道路使用許可を適正に受けたことを必ず確認すること。」</p>
61	交通局	防火管理体制を適正にすべきもの	消防法及び火災予防条例に基づき、各駅の消防用設備等に係る点検委託については、建設工務部が実施しており、部が点検結果を駅務管理所を通じて各駅の防火管理者へ報告している。	<p>建設工務部が実施する点検結果及び点検後の修繕計画等について、確実に防火管理者が情報を把握できるよう、情報伝達のフローを再確認した。</p> <p>また、平成26年8月25日付事務連絡により、防火管理体制における情報提供について電車部から建設工務部に依頼し、適切な防火管理体制の構築を図ることとした。</p> <p>本年上期消防点検より実施している。</p>

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
62	交通局	高所作業における転落防止策を適正に講じるべきもの	労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第519条では、「高さ2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危害を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない」と高所作業における転落防止策について定めている。 馬込車両検修場は、都営浅草線の車両を保守管理するために天井走行クレーンを設置しており、その点検を行うため、高さ2メートル以上ある場所に点検台を設置している。この点検台の床には開口部分があるため、規則に基づいて高所作業における転落防止策を講じなければならぬ。 しかしながら、塙は、毎年委託しているクレーンの構造等に関する点検の報告書において、平成22年度からは、転落防止のため点検台機上乗込みクレーンの取付けを追加すること、平成25年度は、床に開口部分があることから転落・落下防止策を検討することを注意喚起されているにもかかわらず、長期にわたり転落防止策を講じていなかった。	平成26年6月2日に事務連絡を配布し、改めて契約事務担当者全員に注意喚起した。 また、昇降り合せ時にはチェンクックンクを使用し、確保したチェンクックンクを使用しよう周知徹底した。
63	交通局	複数単価に締結すべきもの	資源運用部は、「駅舎（ホーム）照明設備点検清掃委託（単価契約）」（推定総金額：1億505万6,096円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：東京交通サービス株式会社）及び「駅舎（出入口他）照明設備点検清掃委託（単価契約）」（推定総金額：4,851万456円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：B）に係る契約締結手続を行っている。 これらの契約は、106ある都営地下鉄駅舎の照明設備の点検清掃を行うものであるが、年度途中における緊急的な駅舎の工事等により、数量が確定できないために、複数の項目ごとに単価と年間の予定数量を定めて照明設備の点検清掃を行う複数単価契約である。 複数単価契約においては、複数の項目について、それぞれの単価が予定単価以下であることを要件としており、契約手続の際には、予定単価を上回った項目全てについて、最低価格の見積額を提示した者と減価交渉を行い、予定単価以下の単価で契約することとしている。 これらの契約内容について見たところ、複数の項目において契約単価が予定単価を上回っており、この結果として、合計16万1,659円（監査事務局試算）が過大に支出されている。	平成26年6月2日に事務連絡を配布し、改めて契約事務担当者全員に注意喚起した。 また、昇降り合せ時にはチェンクックンクを使用し、確保したチェンクックンクを使用しよう周知徹底した。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
64	交通局	貯蔵品の管理を適正に行うべきもの	志村保線管理所において、貯蔵品の在庫高の管理状況について見たところ、監査日（平成26.4.15）現在、所は、「P.Cまぐらぎ」の在庫高を227本としていたが、現品（202本）が25本少なく、突合しなかった。 これは、以下が原因となっておりことが認められた。 ① 平成26年2月20日、「三田線軌道保守その他工事」のために払い出した本数が77本であったのに対して、貯蔵品受払簿には47本と30本過少に誤記したこと。 ② 不用品（5本）をリサイクル使用するため、貯蔵品としたにもかかわらず、貯蔵品受払簿に記録しなかったこと（日付不詳）。	志村保線管理所において、平成26年5月9日、貯蔵品受払簿誤記及び未記入分を修正した。 また、所においては、従来の帳簿確認に加え、材料担当者以外の者が帳簿上の数字と現数が一致することを確認する貯蔵品数量確認票を新たに作成し使用することとした。 保線課長は、各保線管理所長に対し、平成26年8月25日付事務連絡にて以下を指示した。 ① 保線管理所において、工事のため払出した貯蔵品の数量は、貯蔵品受払簿に正確に記録すること。 ② リサイクル使用するための不用品を貯蔵品とした場合も、貯蔵品受払簿に確実に記録すること。
65	水道局	要補修箇所への対応を速やかに行うべきもの	浄水部が定めた「水道施設点検要領」（平成22年3月、以下「要領」という。）により、浄水管理事務所及び浄水場は、場内施設の損傷等を早期に発見するため、「簡易点検」（以下「点検」という。）を行うこととしている。点検については、各浄水場で計画を策定し、年2回実施し、その結果を記録すること、また、問題のある箇所を把握した場合には、適切な対応を行うこととしている。 ところで、金町浄水管理事務所は、金町浄水場の平成25年度第2回の点検を平成25年12月に行っていた。この点検記録では、「凝集剤注入所地下1階壁面にひび割れ（長さ3m程度）」があることが記載され、その評価を「応急処置、補修及び詳細な調査など早急に対応が必要」としているにもかかわらず、所は、監査日（平成26.1.29）現在、対応を行っていない。 この状況に至る経緯を確認したところ、平成23年度第1回（9月）の点検では「計画的な補修が必要」、平成24年度第1回（6月）点検では「応急処置、補修及び詳細な調査など早急に対応が必要」とされ、状況が悪化しているにもかかわらず、所は、2年以上の期間において対応を行っておらず適切でない。	指筒のあった壁面のひび割れ箇所については、次のとおり対応を図った。 ① 平成26年3月に補修工事を実施した。 ② 今後、点検により把握した要補修箇所については、状況に応じて適切に対応を実施していく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
66	水道局	点検及びその後の対応を適切に行うよう指導すべきもの	浄水部が定めた「水道施設点検要領」(平成22年3月。以下「要領」という。)による浄水管理事務所及び浄水場は、場内施設の損傷等を早期に発見するため、「簡易点検」(以下「点検」という。)を行うこととされている。点検については、各浄水場で計画を策定し、年2回実施し、その結果を記録すること、また、問題のある箇所を把握した場と、要補修箇所への対応が速やかに行われていない、点検が適切に行われていないなどの状況が確認された。 浄水部は、浄水管理事務所及び浄水場に対し、要領に従った点検及びその後の対応を適切に行うよう指導された。	次のとおり、適切な施設点検の実施に向けて周知徹底を図った。 ① 定例監査対応後の平成26年3月に系列事業所と改善に向けて打合せを行い、施設点検及びその後の対応について適切に行うよう、水道施設点検要領を用いて口頭により指導を行った。 ② 平成26年5月に浄水系列保良会を開催し、系列事業所に対して、指図書等の改善及び適切な施設点検の実施を周知した。 ③ 引き続き、施設点検及びその後の対応について適切に行うよう指導していく。

番号	対象局	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
67	水道局	単価契約工事に係る進捗状況の管理等を適切に行うべきもの	多摩水道改修推進本部調整部は、送水管等に関する維持補修及び小規模整備工事等を行うため、「多摩水道維持補修工事単価単価契約」(以下「単価契約」という。)を162社(以下「請負業者」という。)と締結している。また、単価契約のうち口径400mm未満の送水管等の補修工事等の施工監理を「平成25年度多摩地区水道施設管理業務委託契約」(以下「業務委託契約」という。)において、東京水道サービス株式会社(以下「受託者」という。)に特命により委託している。ところで、立川給水管理事務所で工事受付処理経過簿を見たと、完了日、検査日の入力が行われていないもの、工期の延滞手続が行われていないもの、廃番処理が行われていないものなどの適切でない事例が認められた。 これらは、 ① 部が作成している業務委託契約の仕様書において、受託者から事務所に提出を求めている単価契約工事の進捗よくに係る報告資料の内容が、請負業者ごとにまとめられた発注件数と金額等となっており個々の単価契約工事の進捗よく状況が把握できるものとなっていないこと ② 仕様書において、受託者が事務所に提出することとされている工事「日から工事清算終了までの間に行った請負業者への指示の記録については、部が様式を示していないことなどから提出がされておらず、また、事務所が提出するよう指示していないこと ③ 事務所が、受託者に対して現場状況を聴取するなどの進捗よく管理を十分に行っていないこと によるものである。 部は、事務所が単価契約工事の進捗よく状況の管理を適切に行えるよう、業務委託契約に係る提出書類を見直し、業務委託契約に単価契約の履行について受託者を指導するとともに、単価契約工事に係る進捗よく状況の管理を適切に行われた。	調整部は、単価契約工事における進捗管理の徹底について、平成26年4月1日付けの連絡文書により、工事システムにおける「受付処理経過簿」を使用し、個別案件の進捗管理を行うよう関係部署へ周知徹底を図った。また、部は、受託者が請負業者へ指示した内容について、新たに「処理状況一覧」の様式を定め、請負業者ごとに提出させるよう事務所を指導した。 事務所は、毎月、受託者から決裁押印済の受付処理経過簿」を提出させ、事務所が確認・指導することで進捗管理を行う。 さらに、事務所確認後の「受付処理経過簿」を部も確認する。